

佐賀県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	幅員 延長
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市兵庫町大字測字下測四 五二〇番地先から 佐賀市兵庫町大字測字二本杉 一六三二番一地先まで	後 一八・八 メートル 五三〇・〇
	佐賀市兵庫町大字測字下測四 五二〇番地先から 佐賀市兵庫町大字測字二本杉 一六三二番一地先まで	前 一五・〇 メートル 五三〇・〇